

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年3月28日

【会社名】 株式会社 I - n e

【英訳名】 I-ne CO.LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西 洋平

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島六丁目1番21号

【電話番号】 06-6443-0881（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 佐藤 洋志

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島六丁目1番21号

【電話番号】 06-6443-0881（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 佐藤 洋志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2022年3月25日の第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社の今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定及び重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更し、それに伴い、市場取引等による自己株式の取得については取締役会決議に基づき可能となることから、現行定款第7条を削除するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任につきまして、会社法第426条第1項の規定に基づき、法令の限度の範囲内で、取締役会決議により責任免除を行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更するものであります。
- (6) 上記変更に伴い、条数の変更、文言の修正、その他所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、大西洋平、足立光、笹俣弘志の3名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、舟串信寛、堀川健、西橋久仁子の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、福富宏之を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額3億円以内とするものであります。

なお、報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3,000万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	75,262	5,025	0	(注) 1	可決 93.74
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)3名選任の件					
大西 洋平	79,673	614	0	(注) 2	可決 99.23
足立 光	80,263	24	0		可決 99.97
笹俣 弘志	80,263	24	0		可決 99.97
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件			0		
舟串 信寛	80,264	23	0	(注) 2	可決 99.97
堀川 健	80,264	23	0		可決 99.97
西橋 久仁子	80,264	23	0		可決 99.97
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	79,283	1,004	0	(注) 2	可決 98.74
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 設定の件	80,256	31	0	(注) 3	可決 99.96
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	79,684	603	0	(注) 3	可決 99.24

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。